

企業会計基準諮問会議が、のれんの非償却の導入をASBJに提言しないことを決定

企業会計基準諮問会議は、日本基準にものれんの非償却の処理を導入すべきかについて、2025年7月から1年間にわたり慎重に審議を重ねてきましたが、2026年7月27日の第57回会議において、企業会計基準委員会（ASBJ）にのれんの非償却の導入の提言を行わないことを決定しました。

のれんの非償却

企業結合

スタートアップ



News

- 2026年7月27日に開催された第57回企業会計基準諮問会議において、**のれんの非償却の導入、償却と非償却の選択制**について、企業会計基準委員会（ASBJ）に新規テーマとして**提言しない**ことを決定しました。
- **のれん償却費を営業外費用または特別損失で計上**するという区分の変更案を議論しないことも決定しました。
- 一方、**のれんの償却期間・償却方法に関する見直し**を行うかの検討と、**のれん償却前営業利益**を導入するかの検討をASBJに提言することとしました。



Background

日本の現行基準では、のれんは20年以内で償却されます。しかし、2025年3月の規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進WGにおいて、現状の償却処理にはいくつか課題があるという意見が示されました。この意見を受け、IFRS®会計基準と同様に、**のれんを非償却とする会計基準の見直しをASBJの新規テーマとするよう提言すべき**という提案があったことから、2025年7月から**基準諮問会議で審議**が続けられており、関係者の意見を集めるために公聴会や情報要請も行われていました。



Insight

基準諮問会議が、9回にわたる公聴会や情報要請によって集められた国内関係者の意見を踏まえて慎重に審議を重ねた結果、今回は**のれんの非償却を導入しない**形となりました。

一方、公聴会などで関係者から出された意見を踏まえ、**のれんの償却期間・償却方法に関する見直し**の要否や、**のれん償却の影響を除いたのれん償却前営業利益**の表示の導入の要否などを、ASBJが検討することになるものと考えられます。

1. 基準諮問会議によるASBJへの審議テーマの提言の仕組み

わが国の企業会計基準は、企業会計基準委員会（ASBJ）の審議を通じて開発が行われています。

ASBJの審議テーマ、優先順位等を含むASBJの審議・運営に関する事項については、ASBJと同様に公益財団法人 財務会計基準機構（FASF）内に設置された組織である、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という）が審議し、重要性または緊急性の高いものについてASBJに提言を行う役割を担うこととされています。

2. のれんの非償却の導入に係るこれまでの検討状況

2025年3月に開催された、規制改革推進会議（内閣府設置法第37条第2項に基づき設置された審議会）スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループの議論のなかでは、のれんを20年以内で償却するという日本の現行基準には、IFRS会計基準及び米国会計基準など、のれんは非償却とする国際的潮流と合っていないなど、いくつかの問題点があるという指摘がされました。

同ワーキング・グループでの議論を受けて、公益社団法人経済同友会ほか12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名によって、ASBJにのれんの非償却の導入などを提言するよう提案があったことから、基準諮問会議は2025年7月に開催された第54回会議において、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」の審議を開始しました。

基準諮問会議は、このASBJへの新規テーマの提案の検討をその後の第55回会議（2025年11月）、第56回会議（2026年3月）でも継続しており、8回にわたる公聴会によって集めた広範な国内関係者の意見を踏まえて、慎重に審議を行ってきましたが、結論を出すまでには至りませんでした。基準諮問会議はその後、2026年4月に情報要請を行うとともに、2026年6月に追加の公聴会を行うことで、国内関係者の意見をさらに慎重に検討しました。

基準諮問会議におけるこれまでの検討状況については、前回の第56回基準諮問会議（2026年3月開催）での審議内容を解説した[こちら](#)の資料をご覧ください。また、2026年4月に行った情報要請の概要については[こちら](#)の資料をご覧ください。

3. 2026年7月の第57回基準諮問会議における審議の内容

2026年7月27日に開催された第57回の基準諮問会議では、2025年7月から審議を続けてきた、のれんの非償却の導入、償却と非償却の選択制の導入をASBJに新規テーマとして提言すべきか否かという点について、いずれも提言しないことを決定しました。

他方、これまでの基準諮問会議での審議や公聴会のなかで、のれんの償却期間・償却方法に関する基準等の開発やのれん償却前営業利益の表示の導入を求める意見があったことを踏まえ、ASBJに対してこれらに関する検討を行うよう提言することとされました。

(1) のれんの非償却の導入及び選択制の導入に関する提言の見送り

今回の第57回基準諮問会議では、のれんの償却と非償却の選択制の導入をASBJに提言しないこととされました。その主な背景は、公聴会で得られた意見を踏まえると、償却と非償却の選択制の導入に対して、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれているというものでした。

また、のれんの非償却の導入をASBJに提言することについても、今回の基準諮問会議で見送ることが決められました。のれんの非償却の導入は、国際的な整合性の観点で検討がなされ、海外投資家とのコミュニケーションを円滑にすることというメリットが指摘されていたものの、概念フレームワークの考え方などに照らすと、現行ののれん償却モデルを上回るほどの有用性があるとはいえないとの分析がなされました。さらにコストの観点からも、仮にのれんの非償却を導入する場合、例えば、新基準の開発・公表までには少なくとも3年の期間を要することに加え、（のれんの減損の会計処理などの）周辺領域の会計基準を含めた改正が必要になる結果、企業結合を行わない企業を含めて広く影響を受けることが、のれんの非償却の導入の課題として挙げられました。

これらの背景を踏まえ、のれんの償却を維持することが妥当と考えられるため、非償却の導入及び、償却と非償却の選択制に関する提言は行わないこととなりました。

(2) のれんの償却に関する実務上の課題に関する提言

現在の日本基準では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却することとされています（企業結合会計基準第32項）。今回の基準諮問会議では、償却期間や償却方法に関する実務上の課題が公聴会等を通じて指摘されていたとしたうえで、今後ののれんの償却を維持するとしても、それらに改善の余地があるという分析が示されました。

公聴会等のなかでは、現行の実務では投資の回収期間に基づいてのれんの償却期間を決定することも多く、有望な案件ほど償却期間が短くなるという指摘がありました。また、償却期間は企業と監査法人の協議によって決まるという側面もあり、買収価格の決定時において償却年数が確定しないという指摘もありました。こうした指摘については、コストの観点から、例えば、デフォルトの償却期間を設定しつつ、当該期間が実態を反映しない場合には当該期間以外の期間を決定できるようにすることを検討する余地もあるという事務局の分析が示されました。

また、償却方法についても、企業結合日の初日から定額法で償却するのは必ずしも実態に合わないという公聴会で出された見方に対して、単純な定額法ではない、その他の合理的な方法を検討する余地もあるという事務局の分析が示されました。

このような点を踏まえ、基準諮問会議では、のれんの償却期間・償却方法に関する実務上の課題に対して、会計基準における考え方を明確化することにより対応を図ることができるかの検討をし、図られるのであればその取組みを進めるようにASBJに提言することとなりました（上記の企業結合会計基準第32項の考え方については、維持することが前提とされました）。

(3) のれん償却費の計上区分、のれん償却前営業利益に関する提言

基準諮問会議は、のれんの非償却を導入するか否かの検討と併せ、のれん償却費を現行の販売費及び一般管理費での計上から、営業外費用または特別損失での計上とする案についても審議を続けてきました。

今回の第57回基準諮問会議では、公聴会のなかで上記の計上区分の変更についての直接回答数が少数であったことに加え、営業外費用または特別損失とすることを積極的に支持する意見はなかったという分析などが示され、会計区分の明確性への懸念等の観点から、今後、のれん償却費を営業外費用または特別損失で計上するという区分の変更案を議論しないという事務局案が採用されました。

他方、公聴会のなかでは、営業利益の直前に新たに「のれん償却前営業利益」という小計を設け、その下にのれん償却費を表示すれば投資家への情報提供の工夫となるといった意見がありました。基準諮問会議では、一定の支持が得られたものの、表示を強制することを懸念する意見もあり、のれん償却前営業利益に関する見直しが、会計基準の改善をもたらすかどうかについての検討を行うよう、ASBJに提言することとなりました。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public